

## 緊 急 通 報 用 装 置 使 用 貸 借 契 約 書

いわき市を甲とし、を乙として、緊急通報用装置について次のとおり契約を締結する。

(賃借物件)

第1条 甲が乙に賃貸し、乙が借り受ける物件は次のとおりとする。

- (1) 携帯型緊急通報用装置
- (2) その他緊急通報装置に要する機器等

(賃借期間)

第2条 この契約により貸与する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了前までにいずれからも何ら意思表示がないときは、引き続き 1 年間契約が更新されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(使用料)

第3条 緊急通報用装置の貸与は、所得税課税状況に応じ別に定める料金を納入するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が負担すべき金額は毎月納入通知書により通知するものとし、通知を受けた乙は速やかに指定金融機関に納入するものとする。

(電話料金の負担)

第4条 電話料金の負担について、通話料（基本料金及び度数料金）については、乙の負担とする。

(電話の管理)

第5条 乙は、借り受けた緊急通報用装置一式を維持管理するものとし、この装置を譲渡・転貸及び担保に供してはならない。

(届け出の義務)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに別に定める緊急通報システム事業利用資格変更（喪失）届により届け出なければならない。

- (1) 借り受けた条件に該当しなくなったとき。
- (2) 住所その他申請内容に変更があったとき。
- (3) 協力員を変更するとき。
- (4) 緊急通報装置の設置を辞退するとき。

(損害賠償等)

第7条 乙は、装置を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、天災等特別の事情がある場合を除き、乙の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(返還)

第8条 乙は、緊急通報用装置を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還しなくてはならない。

2 甲は、乙が当該緊急通報用装置を必要としなくなったと認められる場合は、返還を命ずることができる。

(解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に規定する事項に違反したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 いわき市  
いわき市長 内田 広之

乙 住所  
氏名 ⑩